

地下タンクの用途廃止に係る安全管理指導票

海老名市消防本部

火災等の事故防止のため、次の安全対策を講じてください。

1 廃止時

廃止したタンクについては、次の事項を遵守し安全確保を図ること。

- (1) 廃止したタンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が 40 度未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
- (2) 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようにタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。
- (3) 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。
- (4) 廃止タンクは、危険物配管のフランジ又はソケット部において切り離し、タンクを密閉すること。

2 廃止タンク掘り起こし時

タンク掘り起こし作業に際しては、次の事項を遵守し安全確保を図ること。

- (1) 掘削時の衝撃により火花が発生する可能性があるため、事前に散水を行なうなど火花の発生を防止するための措置を講じること。
- (2) 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気を検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
- (3) 掘り起こし作業は、タンク内に可燃性蒸気が無いことを確認してから着手すること。
- (4) 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
- (5) 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行なうこと。
- (6) 掘り起こし作業場所には、消火器等を準備すること。

3 廃止タンク解体作業時

タンクの解体作業は、火気を使用することから極めて危険性が高いので、次の事項を遵守すること。

- (1) タンクの解体は、市街地で行なわないこと。
- (2) タンクの解体は、屋外にあっては住宅等から十分な距離を確保するか、又は解体工場内等の安全な場所で行なうこと。
- (3) タンクを解体場所へ搬送する場合は、マンホール、ソケット等を密閉すること。
- (4) 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底すること。
- (5) 消火器を準備しておくこと。
- (6) 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
- (7) マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断器等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行なうこと。
 - ア 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法
 - イ 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性ガス気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法
 - ウ ア又はイと同等以上の安全性を有する方法
- (8) マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

※ この指導票は、廃止タンクを掘り起こし解体する際には、必ず解体事業者到手渡し、安全な解体を行なってください。